	公配朱旭相等有具俗制度規性の以上	2010.12.21.
旧規程	新規程	改正の趣旨
第1章 目的	同左	
第1条(目的)	同左	
この規程は、公益財団法人全日本柔道連盟(以下「本連		
盟」という。) における柔道指導者のさらなる資質の向上		
および指導力の強化を図り、これをもって日本柔道の普		
及・発展に寄与することを目的とする。		
第2章 指導者	同左	
第2条(指導者の区分)		【規程整備】
本連盟が公認する柔道指導者として、A指導員、B指導	同左	
員、C指導員、準指導員の4つの区分を設ける。		
2. 前項の指導者のほかに、学校教員等を対象とした「学校	2. 前項の指導者のほかに、学校教員を対象とした「学校顧	現行の「学校顧問特例資格制度」は
顧問特例資格」を設ける。当該資格制度については、この規	問特例資格」を設ける。当該資格制度については、 <b>第5章で</b>	規程類としての位置付けが不明なの
程とは別に定めるものとする。	<u>定める。</u>	で、本規程に取り込んで明確化する。
		本制度は学校教員のみに適用される
		ことを明確化する。
第3条(指導者の位置付けおよび資格)		【規程整備】
前条第1項に定める各指導者の位置付けおよびその資格は	前条第1項に定める各指導者の位置付けおよびその資格は	
次のとおりとする。	次のとおりとする。	
(1) A指導員	(1)A指導員	
指導者を養成するために必要とされる <u>程度の</u> 高度な指導力	指導者を養成するために必要とされる高度な指導力を有す	「程度の」を削除し、表現を明確化
を有する者。	る者。	する。
指導者向け講習会の講師を務める資格および本連盟または	指導者向け講習会の講師を務める資格および本連盟または	
その加盟・構成団体が主催する大会において、その出場す	その加盟・構成団体が主催する大会において、その出場する	
るチームまたは選手の監督を務める資格を有する。また、	チームまたは選手の監督を務める資格を有する。また、A指	名称変更
A指導員取得者は日本 <u>体育</u> 協会公認スポーツ指導者(コー	導員取得者は日本 <u>スポーツ</u> 協会公認スポーツ指導者(コー	日本体育協会→日本スポーツ協会
チ)を取得することが望ましい。	チ)を取得することが望ましい。	
(2) B指導員	(2)B指導員	
選手の指導に必要とされる専門的な指導力を有する者。	選手の指導に必要とされる専門的な指導力を有する者。	

本連盟またはその加盟・構成団体が主催する大会において、その出場するチームまたは選手の監督を務める資格を有する。また、B指導員取得者は日本<u>体育</u>協会公認スポーツ指導者(指導員)を取得することが望ましい。
(3) C指導員

選手の指導に必要とされる基礎的な指導力を有する者。 本連盟の加盟・構成団体が主催する各都道府県大会において、その出場するチームまたは選手の監督を務める資格を有する。また、本連盟またはその加盟・構成団体が主催する全国および各地区レベルの大会(各都道府県大会のレベルを超える大会)において、A指導員またはB指導員が監督を務める下で、その出場するチームまたは選手のコーチとして帯同する資格を有する。

(4) 準指導員

単独での指導は認められないが、A 指導員、B 指導員、C 指導員による選手の指導を補佐できる者。

本連盟の加盟・構成団体が主催する各都道府県大会において、A 指導員、B 指導員、C 指導員が監督を務める下で、その出場するチームまたは選手のコーチとして帯同する資格を有する。また、本連盟またはその加盟・構成団体が主催する各地区レベルの大会(各都道府県大会のレベルを超える大会)において、A 指導員または B 指導員が監督を務める下で、その出場するチームまたは選手のコーチとして帯同する資格を有する。

第4条(指導者資格基準)

指導者資格の認定を受けるためには、各区分に応じ別表1 に定める基準をすべて満たさなければならない。

2. 指導者資格の認定を受けた者は、指導者の区分による登録(以下「指導者資格登録」という)の手続きを行うとともに、毎年度、更新の手続きを行わなければならない。

本連盟またはその加盟・構成団体が主催する大会において、 その出場するチームまたは選手の監督を務める資格を有す る。また、B指導員取得者は日本スポーツ協会公認スポーツ 指導者(指導員)を取得することが望ましい。 同左

日本体育協会→日本スポーツ協会

同左

同左

2. 削除

【規程整備】

「公認指導者(準指導員含む)」という個人登録区分は廃止される。

3. 前項に定める登録、更新の手続きその他の事項について	<u>2</u> . <b>指導者資格に係る</b> 登録、更新の手続きその他の事項につ	「公認柔道指導者資格登録規程」を
は <u>別途定める。</u>	いては <b>第4章で定める。</b>	別途定める実益はなく、却って本規
		程との齟齬を生んでいるため、本規
		程に取り込む。
第5条(指導者の義務)		【規程整備】
指導者は、常に自らの指導力の向上を図るとともに、指導	同左	
者としてふさわしい言動及び行動をとらなければならな		
V,		
2. 指導者資格の認定を受けた者は、資格の有効期間内に	2. 同左	
必要な講習を受けなければならない。		2. と同旨であるため削除する。
3. 有効期間内に、定められた資格更新講習会を受講するも	(3. を削除)	
のとする。		
第6条(指導者資格の有効期間)		【公認資格標準化】
A指導員資格、B指導員資格およびC指導員資格の有効期	A 指導員資格、B 指導員資格および C 指導員資格の有効期	現行規定の文言では資格の認定を受
間は、当該指導者が資格の認定を受けた日を起点として、	間は、当該指導者が資格の認定を受けた日から、その4年後	けた日からその直後に到来する3月
直後に到来する4月1日から4年後の3月31日までとす	<u> 応当日の直後に到来する</u> 3月31日までとする。ただし、有	31日までは有効期間に含まれない
る。ただし、有効期間満了前に本連盟 <u>や各都道府県を統括</u>	効期間満了前に、本連盟 <del>や各都道府県を統括する加盟団体</del>	ことになる。
する加盟団体が指定する更新に係る講習会を受講し、別途	が指定する更新に係る講習会を受講し、別途定められた条	更新講習会は、本連盟が指定するこ
定められた条件を満たすことにより、さらに4年間更新さ	件を満たすことにより、さらに4年間更新されるものとし、	ととする。
れるものとし、以後これにならう。	以後これにならう。	
2. 準指導員資格の有効期間は、当該指導者が資格の認定を	2. 準指導員資格の有効期間は、当該指導者が資格の認定を	
受けた日を起点として、直後に到来する4月1日から2年	受けた日から、その2年後応当日の直後に到来する3月3	
後の3月31日までとする。ただし、有効期間満了前に本連	<b>1日</b> までとする。ただし、有効期間満了前に、 <b>当該資格を認</b>	
盟や各都道府県を統括する加盟団体が指定する更新に係る	<b>定する資格審査委員会</b> が指定する更新に係る講習会を受講	
講習会を受講することにより、さらに2年間更新されるも	することにより、さらに2年間更新されるものとし、以後こ	
のとし、以後これにならう。	れにならう。	
第7条(指導者資格の <u>停止、喪失</u> )	第7条(指導者資格の停止、喪失 <b>、<u>有効要件</u>)</b>	【公認資格標準化】
指導者(A指導員、B指導員に限る)が、次の各号の一に	指導者(A指導員、B指導員に限る)としての技量が不足	
該当する場合、本連盟は、その指導者資格を期間を定めて	していると認めたときは、本連盟は、その指導者資格を期	
停止し、または喪失させることができる。	間を定めて停止し、または喪失させることができる。	

- (1) 本連盟の「指導者資格登録」を行わなかったとき
- (2) 資格の有効期間の更新を怠ったとき
- (3) 指導者としての技量が不足していると認めたとき
- 2. 前項の資格の停止または喪失は、中央指導者資格審査 委員会が行う。ただし、当該指導者に対して懲戒委員会に より懲戒処分が科せられる場合には、同処分と併せて懲戒 委員会が行うことができる。
- 2. 前項の資格の停止または喪失は、中央指導者資格審査委員会が行う。ただし、当該指導者に対して懲戒委員会により懲戒処分が科せられる場合には、同処分と併せて懲戒委員会が行うことができる。
- 3. 指導者資格は、以下の要件が全て満たされているときに 有効となる。また、一旦有効になった資格でも要件を一つで も欠いたときは有効でなくなる。
  - (1) 指導者資格が認定され、有効期間内にあること。
  - (2) <u>本連盟会員登録をしていること(ただし、休会員登</u> 録を除く)。
  - (3) 指導者資格登録をしていること。
  - (4) 指導者資格が停止されていないこと。

第8条(指導者資格の回復)

前条に基づき指導者資格を停止され、または喪失した者 は、次に定める手続きにより、指導者資格停止の解除また は再認定を求めることができる。

- (1)指導者資格停止の解除を希望する者は、所定の様式に より各都道府県を統括する加盟団体を経由して本連盟に指 導者資格停止解除の申請を行うことができる。中央指導者 資格審査委員会は申請内容を吟味し、指導者資格停止の解 除の可否を決定する。
- (2)指導者資格を喪失した者は、あらかじめ中央指導者資格審査委員会が定めた期間を経た後、あらためて第4条に定める指導者資格基準を満たすことにより、指導者資格の認定を受けることができる。
- (3)資格停止の解除または資格喪失後の再認定に当たっては、審査料として 5,000円を徴収する。

第8条(指導者資格の再有効化)

指導者資格が有効でなくなったときは、以下の要件を満た すことにより資格が再び有効となる。

- (1) <u>更新しないまま有効期間を徒過したとき。</u>更新の要件を満たす。
- (2) <u>会員登録、資格登録を怠ったとき。</u> 登録する。
- (3) <u>指導者資格が停止されたとき。</u> 停止期間が満了し、条件(もしあれば)を満たす。

資格の有効要件を明確化する。

【公認資格標準化】

形式要件不備により資格が有効でなくなった場合は、形式要件を満たすことにより資格が再び有効化されることとする。

なお、懲戒処分としての停止は期間 の経過以外には解除されないことと し、喪失は原則として再認定を認め ないこととする。

第9条 (休会員の指導者資格)		【公認資格標準化】
本連盟登録規程第4条5項に定めるところにより、公認指	本連盟登録規程第4条第5項に定めるところにより、公認	文言を「有効」「有効でない」に統一
導員が個人会員登録の休会を認められた場合、指導者資格	指導員が個人会員登録の休会を認められた場合、指導者資	する。
も同時に停止される。また、休会員が個人登録を再開すると	格も同時に有効でなくなる。また、休会員が個人登録を再開	
き、停止されていた指導者資格も同時に復活する。	するとき、 <b>指導者資格も有効となる</b> 。	
第10条(公認柔道指導員マークと全柔連エンブレム)	同左	【規程整備】
A指導員、B指導員、C指導員は、それぞれの資格区分に		
対応した公認柔道指導員マークを上着等や柔道衣に付ける		
などして、資格を明確にして指導することに努めることと		
する。また、全柔連が任命する講習会講師等も、同様に、		
全柔連エンブレムを柔道衣に付けて指導することに努める		
こととする。		
2. 公認柔道指導員マークは上着等に装着するピンバッジ	2. 公認柔道指導員マークは上着等に装着するピンバッジ	指導者養成委員会廃止に伴い、デザ
と柔道衣に装着するワッペンの2タイプ、全柔連エンブレ	と柔道衣に装着するワッペンの2タイプ、全柔連エンブレ	インおよび装着方法については、運
ムは柔道衣に装着するワッペンタイプとし、それぞれデザ	ムは柔道衣に装着するワッペンタイプとし、それぞれデザ	用要領で定めることとする。
インおよび装着方法については、 <u>指導者養成委員会で定め</u>	インおよび装着方法については、 <b>別途定める</b> 。	
<u>るとおりとする</u> 。		文言を「有効でない」に統一する。
3. 公認柔道指導員マーク <u>は、A指導員、B指導員、C指</u>	3. 公認柔道指導員マークについては、資格が有効でない者	
導員のみが使用することができる。公認指導者資格を保有	<u>の使用は認めない</u> 。	
しない者、公認指導者資格が停止または喪失中の者の使用		
は認めない。		
4. 全柔連マークを使用できる者は、次に掲げる立場の者	4. 同左	
のみとし、その任にある 期間の使用を認める。		
・全柔連主催の講習会・研修会等における講師		
・全柔連主催以外の講習会等において全柔連が派遣する講		
師		
・全柔連の役員、専門委員会と特別委員会に所属する者		
・その他全柔連が特に認める者		
第11条(受験料等)	同左	
指導者資格審査試験の受験料(講習会受講費を含む。)およ		

び更新に係る講習会受講費は別表2のとおりとする。		
第12条(公認柔道指導者資格制度運用要領)	同左	
公認指導者資格制度に関する事項でこの規程に定めないも		
のは、公認柔道指導者資格制度運用要領の定めるところに		
よる。		
第3章 資格審查委員会	同左	
第13条(中央指導者資格審查委員会)		【規程整備】
次の各号の権限を有する機関として、本連盟内に中央指導	次の各号の権限を有する機関として、本連盟内に中央指導	
者資格審査委員会を設ける。	者資格審査委員会を設ける。	
(1) A指導員の資格認定	(1) A 指導員の資格認定	
(2) A指導員およびB指導員資格の期間を定めての停止、	(2) A指導員およびB指導員資格の期間を定めての停	
喪失の決定	止、喪失の決定	
(3) A指導員およびB指導員資格の停止の解除、喪失した	(3) A指導員およびB指導員資格の停止の解除、喪失し	
者の資格の再認定の決定	<u>た者の資格の再認定の決定</u>	
(4) 都道府県指導者資格審査委員会の統括	(3) 都道府県指導者資格審査委員会の統括	
2. 中央指導者資格審査委員会は、5名以上10名以下の	2. 同左	
委員で構成されるものとし、そのうち1名が委員長を務め		
る。		
3. 中央指導者資格審査委員会の委員長および委員の任命	3. 中央指導者資格審査委員会の委員長および委員の任命	頻繁な委員変更の煩をさけるため委
権および解任権は本連盟会長がその権限を有する。各委員	権および解任権は本連盟会長がその権限を有する。各委員	員の任期を4年間に延長する。
の任期は2年間とし、連続しての再任は2期までとする。な	の任期は4年間とし、連続しての再任は2期までとする。な	委員の年齢として75歳は高齢に過
お、任命時における委員の年齢は満75歳未満とする。	お、任命時における委員の年齢は満 <u>70</u> 歳未満とする。	ぎるので、70歳に引き下げる。
第14条(都道府県指導者資格審査委員会)		【公認資格標準化】
次の各号の権限を有する機関として、各都道府県を統括す	次の各号の権限を有する機関として、各都道府県を統括す	
る加盟団体ごとに、指導者資格審査委員会を設ける。	る加盟団体ごとに、指導者資格審査委員会を設ける。	
(1) 中央指導者資格審査委員会から委託を受けたB指導	(1) 中央指導者資格審査委員会から委託を受けたB指導	
員、C指導員および準指導員の資格の審査と認定	員、C 指導員、準指導員 <b>および「学校顧問特例資格」</b>	学校顧問特例資格制度を本規程に取
	の資格の審査と認定	り込んだことにより追加する。
(2) B指導員、C指導員および準指導員資格の期間を定め	(2) B指導員、C指導員および準指導員資格の期間を定	
ての資格の停止、喪失資格の停止の解除、再認定	めての資格の停止 <u>・<b>喪失資格の停止の解除、再認定</b></u>	

	T	T
(3) A指導員候補者の中央指導者資格審査委員会への推薦	(3) A 指導員候補者の中央指導者資格審査委員会への推 薦	
2. 各都道府県を統括する加盟団体は、B指導員、C指導	2. 各都道府県を統括する加盟団体は、B指導員、C指導員	
員および準指導員資格について、第7条及び第8条の規定	および準指導員資格について、第7条及び第8条の規定を	
を準用して、資格の期間を定めての停止または喪失及びそ	準用して、資格の期間を定めての停止または喪失 <u>みびその</u>	
<u>の資格停止の解除または再認定</u> を行うことができる。	<b>資格停止の解除または再認定</b> を行うことができる。	
3. 各都道府県の指導者資格審査委員会は、5名以上8名	3. 同左	
以下の委員で構成されるものとし、そのうち1名が委員長		
を務める。		
4. 各都道府県の指導者資格審査委員会の委員長および委	4. 各都道府県の指導者資格審査委員会の委員長および委	頻繁な委員変更の煩をさけるため委
員の任命権および解任権は各都道府県を統括する加盟団体	員の任命権および解任権は各都道府県を統括する加盟団体	員の任期を4年間に延長する。
の長がその権限を有する。各委員の任期は2年間とし、連続	の長がその権限を有する。各委員の任期は4年間とし、連続	
しての再任は2期までとする。なお、任命時における委員の	しての再任は2期までとする。なお、任命時における委員の	
年齢は満75歳未満とする。	年齢は満75歳未満とする。	
(公認柔道指導者資格制度登録規程)	第4章 登録	
【登録】第1条(目的)	削除	【規程整備】
本規程は、公益財団法人全日本柔道連盟(以下「本連盟」		第4条第3項で定めているため不
という)公認柔道指導者資格制度規程および本連盟登録規		要。
程に基づき、指導者資格の登録に関することについて定め		
る。		
【登録】第2条(登録義務)	削除	【規程整備】
指導者資格の認定を受けた者は、指導者の区分による登		第7条の有効要件で整理したため、
録(以下「指導者資格登録」という)の手続きを行わなけ		本条項は不要。
ればならない。		
2. 公認指導者は毎年、「指導者資格登録」の更新の手続		
きを行うものとする。		
3. 「指導者資格登録」を行わない場合は、指導者資格を		
喪失する。		
ただし、7条に該当する者および本連盟が特に認めた場合		
はこの限りではない。		

も、指導 ごけであ 本条項に
ごけであ
本条項に
本条項に
本条項は

	N/d P/V	<b>I</b> 1\ ⊃∃ ½⁄⁄⁄⁄⁄⁄⁄⁄ +⁄a ↓æ ¾⁄⁄⁄⁄ ! . <b>\</b>
【登録】第7条(「指導者資格登録」の猶予申請)	削除	【公認資格標準化】
やむを得ない事情により「指導者資格登録」を行うことが		指導者資格登録をしなければ資格が
できない場合は、認定年度中に所定の手続きを行うことに		有効にならないだけなので、猶予制
より、猶予措置を認める。		度は必要ない。
猶予の要件は以下のとおり。		
(1)指導者資格認定後、1回のみ猶予申請を行うことが		
できる。		
(2) 猶予期間は、資格認定を受けた日を起点として、直		
後に到来する4月1日から4年間とする。		
(3) 猶予措置後に復活申請を行う場合は、必ず都道府県		
で定められた更新講習会を受講すること。		
ただし、「指導者資格登録」を行っていない者の更新ポイ		
ント加算はできない。		
(4) 前項に含まれない事例が発生した場合は、全柔連に		
おいて審査し決定する。		
【登録】第8条(休会員の指導者資格)	削除	【規程整備】
本連盟登録規程第4条5項に定めるところにより、公認指		第9条と同旨であるため不要。
導員が個人会員登録の休会を認められた場合、指導者資格		
も同時に停止される。また、休会員が個人登録を再開する		
とき、停止されていた指導者資格も同時に復活する。		
【登録】第9条(補則)	削除	【規程整備】
登録に関する事項でこの規程に定めてないものは、公認柔		第12条と同旨であるため不要。
道指導者資格制度運用要領の定めるところによる。		
【登録】第10条(規程の改廃)	削除	【規程整備】
この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。		第23条と同旨であるため不要。
附則	削除	【規程整備】
1. 本規程は、平成28年4月1日から施行する。		公認柔道指導者資格制度登録規程は
2. 本規程は、平成29年6月8日から施行する。		廃止されるため、本附則は不要。
(学校顧問特例資格制度)	第5章 学校顧問特例資格制度	
【特例】第1条 <u>(目的)</u>	第18条(学校顧問特例資格)	【規程整備】

学校顧問特例資格とは、大会などの引率「監督」として 学校顧問特例資格とは、学校内での指導を保証あるいは 【特例】第1条と【特例】第4条は、 参加できる資格である。この資格は学校内での指導を保 禁止するものではなく、あくまで大会等の引率業務を支 内容が重複かつ矛盾しているため、 証あるいは禁止するものではなく、あくまで大会等の引 援する目的で特例措置として設置するものである。 整理する。 率業務を支援する目的に設置するものである。 2. 有効な学校顧問特例資格を有するものは、本連盟ま たはその加盟団体が主催する大会において、その出場す るチームまたは選手の監督を務めることができる。また、 原則として2年に1回、全柔連が指定する講習会(安全 指導、基本指導の講習)を受講することを推奨する。 【特例】第2条(条件) 【規程整備】 第19条(学校顧問特例資格基準) 以下の条件を全て満たす者については柔道の普及発展の 以下の条件を全て満たす者は、所定の手続きを経て学校 【特例】第1条と【特例】第2条は、 見地から特例措置として、全国大会等の引率ができるよ 顧問特例資格の認定を受けることができる。 内容が重複かつ矛盾しているため、 うに配慮する。 整理する。 (1)学校教員で所属校の部活動の(管理的)顧問 (1)学校教員で所属校の部活動の(管理的)顧問。 (2)柔道の指導経験が乏しく、指導者資格の取得が期待で (2)柔道の指導経験が乏しく、指導者資格の取得が期待で きない者 きない者。ただし、部活動コーチとして有資格の外部指 ※ ただし、部活動コーチとして有資格の外部指導者が 導者がいる、所属する町道場で有資格者が指導している いる、所属する町道場で有資格者が指導しているなど、 など、指導下にある生徒には他に資格を保有した公認指 指導下にある生徒には他に資格を保有した公認指導者が 導者が存在することを推奨する。 存在することが望ましい。 2. 原則として、公認柔道指導者資格を取得可能な教 2. 同左 員は申請できない。 【特例】第3条(認定) 第20条(学校顧問特例資格認定の手続き) 【規程整備】 中央指導者資格審査委員会の委託を受けた、公認柔道指 【特例】第3条と【特例】第5条に 学校顧問特例資格は、本連盟公認柔道指導者資格制度規程 導者資格制度規程で定める都道府県指導者資格審査委員 で定める都道府県指導者資格審査委員会で審査し認定す 分かれている認定手続きを統合整理 会で審査し認定する。 る。 する。 2. 認定希望者は所定の申請書に記入のうえ、各都道府 県柔道連盟(協会)に提出する。 3. 本資格の申請料は徴収しない。

削除

【規程整備】

【特例】第4条(権利と義務)

し、「顧問」「監督」「コーチ」などの資格で、生徒を 引率する資格が得られる。 2. 原則として2 年に1 回、全業連が指定する講習会 (安全指導、基本指導の講習)を受講することが望まし い。 【特例】第5条(申請) 単請希望者は所定の申請書を記入のうえ、各都道府県 差道連盟(協会)に提出する。 2. 本資格の有効期間は当該年度末(3 月31 日)と 上、次年度も継続する際は再度申請手続きを行うものと する。 3. 本資格の申請料は徴収しない。 (施行期日) 第6条 この制度は、平成25 年4 月1 日から施行する。 2. この制度は、平成27 年4 月1日から、一部改正して施行する。 2. この規模は、平成27 年4 月1日から、一部改正して施行する。 2. この規模は、平成2 5年4 月1日から施行する。 2. この規模は、平成2 5年4 月1日から施行する。 2. この規模は、平成2 5年4 月1日から施行する。 (施行期日) 第6条 (破廃) この規程は、平成2 5年4 月1日から、一部改正して施行する。 (政廃) この規程は、平成2 7年4 月1日から施行する。 2. この規程は、平成2 7年4 月1日から、一部改正して 施行する。 第6章 その他 第2 2 条 (改廃) この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。 解別 同左 同左	全柔連主催大会等においてB指導員に準ずる権利を有		第18条に統合整理する。
引率する資格が得られる。 2. 原則として2 年に1 回、全柔連が指定する講習会 (安全指導、基本指導の講習) を受講することが望ましい。  [特例] 第5条 (申請) 申請希望者は所定の申請書を記入のうえ、各都道府県 業道連盟(協会) に提出する。 2. 本資格の有効期間は当該年度末 (3 月31 日) と し、次年度も継続する際は再度申請手続きを行うものと する。 3. 本資格の申請料は徴収しない。  (1) 特別資格が認定され、有効期間に当該年度末(3 月31 日) と ただし、本資格の有効期間は当該年度末(3 月31 日) と し、次年度も継続する際は再度申請手続きを行うものと 方名。 (1) 特別資格が認定され、有効期間に当該年度東(3 月31 日) を ただし、本資格の有効期間は当該年度東(3 月31 日) を ただし、本資格の再進等(第 日本			第10米に拠日登建りる。
2. 原則として2 年に1 回、全楽連が指定する講習会(安全指導、基本指導の講習)を受講することが望ましい。         第21条 (学校顧問特例責格の有効要件)         【規程整備】           (特例】第5条 (申請)         申請希望者は所定の申請書を記入のうえ、各都道所県 養道連盟(協会)に提出する。         第21条 (学校顧問特例責格は、以下の要件が全て満たされていると きに有効となる。また、― 旦有効になった資格でも要件を一つされいたときは有効でなくなる。。         第7条と同旨の定めを学校顧問特例 資格には更新 第7条と同旨の定めを学校顧問特例 資格にいても定める。ただし、学校顧問特例資格には更新 25とし、次年度も継続する際は再度申請手 続きを行うものとする。(2) 特別資格が認定され、有効期間内にあること。ただし、次年度も継続する際は再度申請手 続きを行うものとする。(2) 本連盟会員登録(学校顧問)をしていること。(2) 本連盟会員登録(学校顧問)をしていること。(2) 本連盟会員登録(学校顧問)をしていること。(2) 本連盟会員登録(学校顧問)をしていること。(2) 本連盟会員登録(学校顧問)をしていること。(2) 本連盟会員登録(学校顧問)をしていること。(2) 本連盟会員登録(学校顧問)をしていること。(2) 本連盟会員登録(学校顧問)をしていること。(3) 本語型会員登録(学校顧問)をしていること。(4) 本語型会員登録(学校顧問)をしていること。ため、本附則は不要。(5) 本語型会員登録(学校顧問)をしていること。(5) 本語型のでは、学校顧問等例責格は、以下の要件が全て調査を表しましていること。(5) をに有効となる。また、単立会に対するには可能を定案では同じないること。(5) 本語型会員登録(学校顧問)をしていること。(5) 本語型会員を表しませばないること。(5) 本語型会員登録(学校顧問)をしていること。(5) 本語型会員を表しませばないること。(5) 本語型会員を表しませばないること。(5) 本語型会員を表しませばないること。(5) 本語型会員を表しませばないること。(5) 本語型会員を表しませばないること。(5) 本語型会員を表しませばないる。(5) 本語型会員を表しませばないること。(5) 本語型会員を表しませばないること。(5) 本語型会員を表しませばないること。(5) 本語型会員を表しませばないること。(5) 本語型会員を表しませばないる。(5) 本語型会員を表しませばないる。(5) 本語型会員を表しませばないること。(5) 本語型会員を表しませばないること。(5) 本語型会員を表しませばないること。(5) 本語型会員を表しませばないる。(5) 本語型を表しませばないる。(5) 本語型会員を表しませばないる。(5) 本語型会員を表し			
(安全指導、基本指導の講習)を受講することが望ましい。  【特例】第5条 (申請) 申請希望者は所定の申請書を記入のうえ、各都道府県 素道連盟(協会)に提出する。 2、本資格の有効期間は当該年度末(3 月31 日)と し、次年度も継続する際は再度申請手続きを行うものと する。 3、本資格の申請料は徴収しない。  (施行期日) 第6条 この制度は、平成25 年4 月1 日から施行する。 2、この制度は、平成27 年4 月1 日から施行する。 第6条 (破廃) この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。 第16条 (施行期日) この規程は、平成2 5年4 月1 日から施行する。 2、この規程は、平成2 5年4 月1 日から、一部改正して施行する。 3、この規程は、平成2 7年4月 1日から、一部改正して 施行する。 3、この規程は、平成2 7年4月 1日から、一部改正して 施行する。 3、この規程は、平成2 7年4月 1日から、一部改正して 同左			
<ul> <li>【特例】第5条_(申請)</li> <li>申請希望者は所定の申請書を記入のうえ、各都道府県 養連盟(協会)に提出する。</li> <li>2. 本資格の有効期間は当該年度末 (3 月31 日)とし、次年度も継続する際は再度申請手続きを行うものとする。</li> <li>3. 本資格の申請料は徴収しない。</li> <li>(1) 特別資格が認定され、有効期間内にあること。ただし、学校顧問特例資格には更新 をたし、次年度も継続する際は再度申請手 続きを行うものとする。</li> <li>(2) 本連盟会員登録(学校顧問)をしていること。 に施行する。</li> <li>(2) 本連盟会員登録(学校顧問)をしていること。 に使い、平成25 年4 月1 日から施行する。</li> <li>第6条 (改廃)</li> <li>この規程は、平成27 年4 月1日から施行する。</li> <li>第16条 (施行期口)</li> <li>第16条 (施行期口)</li> <li>第16条 (施行期口)</li> <li>第6章 その他</li> <li>第2条 (改廃)</li> <li>この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。</li> <li>第16条 (施行期口)</li> <li>の規程と、平成25年4月1日から施行する。</li> <li>この規程は、平成25年4月1日から施行する。</li> <li>この規程は、平成26年4月1日から施行する。</li> <li>この規程は、平成26年4月1日から、一部改正して施行する。</li> <li>3. この規程は、平成26年4月1日から、一部改正して施行する。</li> <li>3. この規程は、平成27年4月1日から、一部改正して施行する。</li> <li>3. この規程は、平成27年4月1日から、一部改正して施行する。</li> <li>3. この規程は、平成27年4月1日から、一部改正して施行する。</li> <li>3. この規程は、平成27年4月1日から、一部改正して施行する。</li> </ul>			
【特例】第5条 (中語)	(安全指導、基本指導の講習)を受講することが望まし		
車請希望者は所定の申請書を記入のうえ、各都道府県 柔道連盟(協会)に提出する。         学校顧問特例資格は、以下の要件が全て満たされていると きに有効となる。また、一旦有効になった資格でも要件を一 つでも欠いたときは有効でなくなる。         第7条と同旨の定めを学校顧問特例 資格についても定める。 ただし、外年度も継続する際は再度申請手続きを行うものと する。         第6条についても定める。 ただし、本資格の有効期間は当該年度末(3 月31 日)までとし、次年度も継続する際は再度申請手続きを行うものと ・ただし、本資格の有効期間は当該年度末(3 月31 日)までとし、次年度も継続する際は再度申請手続きを行うものとする。         がきを行うものとする。 (2) 本連盟会員登録(学校顧問)をしていること。         がは必要ない。           (施行期日)         削除         【規程整備】 学校顧問特例資格制度は廃止される ため、本附則は不要。           第6条 この制度は、平成27 年4 月1 日から、一部改正して施行する。         第22条(改廃) この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。         【規程整備】 条番号を修正する。           第16条 (施行期日) この規程は、平成25年4月1日から施行する。 2. この規程は、平成25年4月1日から、一部改正して施行する。 3. この規程は、平成27年4月1日から、一部改正して施行する。         【規程整備】 同左同左         【規程整備】 (地の規程と平仄を合わせて施行期日は対所則で定める。           3. この規程は、平成27年4月1日から、一部改正して施行する。         同左         「は所則で定める。	V '∘		
素道連盟(協会)に提出する。         きに有効となる。また、一旦有効になった資格でも要件を一つでも欠いたときは有効でなくなる。         資格についても定める。ただし、学校顧問特例資格には更新した。大変には、大変性の自動を表します。         でも欠いたときは有効でなくなる。         ただし、本資格の有効期間は当該年度末(3月31日)と、大変性の申請料は徴収しない。         ただし、本資格の申請料は徴収しない。         作例資格が認定され、有効期間内にあること。ただし、学校顧問特例資格には更新しただし、本資格の有効期間は当該年度末(3月31日)までとし、次年度も継続する際は再度申請手続きを行うものとする。         の概念がないので、更新に関する定めは必要ない。           (施行期日)         第6条 この制度は、平成25年4月1日から施行する。         (2)本連盟会員登録(学校顧問)をしていること。         【規程整備】学校顧問特例資格制度は廃止されるため、本附則は不要。           第15条 (改廃)         第22条 (改廃)         「規程整備】           この規程は、平成25年4月1日から施行する。         この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。         【規程整備】           第16条 (施行期日)         開度         【規程整備】           この規程は、平成25年4月1日から施行する。         この規程は、平成26年4月1日から、一部改正して施行する。         「規程整備】           2. この規程は、平成26年4月1日から、一部改正して施行する。         同左         「は附則で定める。           3. この規程は、平成27年4月1日から、一部改正して施行する。         同左         「は附則で定める。	【特例】第5条 <u>(申請)</u>	第21条(学校顧問特例資格の有効要件)	【規程整備】
2. 本資格の有効期間は当該年度末 (3 月31 日) とし、次年度も継続する際は再度申請手続きを行うものとする。         つでも欠いたときは有効でなくなる。         ただし、本資格の有効期間は当該年度末 (3 月31 日) とし、次年度も継続する際は再度申請手続きを行うものとする。         ただし、本資格の有効期間は当該年度末 (3 月31 日) までとし、次年度も継続する際は再度申請手続きを行うものとする。         ただし、本資格の有効期間は当該年度末 (3 月31 日) までとし、次年度も継続する際は再度申請手続きを行うものとする。         かは必要ない。           (施行期日)         第6条 この制度は、平成25 年4 月1 日から施行する。         (2) 本連盟会員登録 (学校顧問 をしていること。         「規程整備】学校顧問特例資格には更新ま読きを行うものとする。         「規程整備】学校顧問特例資格には更新ま読きを行うものとする。         (2) 本連盟会員登録 (学校顧問 をしていること。         「規程整備】学校顧問特例資格には更新ま読きを行うものとする。         (2) 本連盟会員登録 (学校顧問 をしていること。         (2) 本連盟会員登録 (学校顧問 特別資格制度は廃止されるため、本所則は不要。         (2) 上の規程整備】学校顧問特別資格には更新ま読きを行うものとする。         (2) 上の地理を開き表記を経行する。         (2) 上の地理を経験に対していること。         (2) 上の地理を経験に対していること。         (2) 上の地理を経験に対していること。         (2) 上の地理を経験に対しまままままままままままままままままままままままままままままままままままま	申請希望者は所定の申請書を記入のうえ、各都道府県	学校顧問特例資格は、以下の要件が全て満たされていると	第7条と同旨の定めを学校顧問特例
し、次年度も継続する際は再度申請手続きを行うものとする。(1) 特別資格が認定され、有効期間内にあること。 ただし、本資格の有効期間は当該年度末(3 月31 日)までとし、次年度も継続する際は再度申請手続きを行うものとする。	柔道連盟(協会)に提出する。	きに有効となる。また、一旦有効になった資格でも要件を一	資格についても定める。
する。 3. 本資格の申請料は徴収しない。ただし、本資格の有効期間は当該年度末(3 月 31 日)までとし、次年度も継続する際は再度申請手続きを行うものとする。 (2) 本連盟会員登録(学校顧問)をしていること。がは必要ない。(施行期日)期除【規程整備】 学校顧問特例資格制度は廃止されるため、本附則は不要。第6条 この制度は、平成27 年4 月1日から、一部改正して施行する。第6章 その他「規程整備】 学校顧問特例資格制度は廃止されるため、本附則は不要。第15条 (改廃) この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。第22条 (改廃) この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。【規程整備】 条番号を修正する。第16条 (施行期日) この規程は、平成25年4月1日から施行する。 2. この規程は、平成25年4月1日から、一部改正して施行する。 3. この規程は、平成27年4月1日から、一部改正して施行する。 3. この規程は、平成27年4月1日から、一部改正して 施行する。財則 同左 同左(地の規程と平仄を合わせて施行期日は附則で定める。	2. 本資格の有効期間は当該年度末(3月31日)と	つでも欠いたときは有効でなくなる。	ただし、学校顧問特例資格には更新
3. 本資格の申請料は徴収しない。         日)までとし、次年度も継続する際は再度申請手 続きを行うものとする。 (2) 本連盟会員登録(学校顧問)をしていること。         (施行期日)       間除         第6条 この制度は、平成25 年4 月1 日から施行する。 2. この制度は、平成27 年4 月1日から、一部改正して施行する。       第6章 その他 第22条(改廃) この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。       【規程整備】 条番号を修正する。         第1 6条(施行期日)       附則       【規程整備】         この規程は、平成25年4月1日から施行する。 2. この規程は、平成25年4月1日から、一部改正して施行する。 3. この規程は、平成27年4月1日から、一部改正して同左       財助       【規程整備】 他の規程と平仄を合わせて施行期日は附則で定める。         3. この規程は、平成27年4月1日から、一部改正して同左       同左       は附則で定める。	し、次年度も継続する際は再度申請手続きを行うものと	(1) 特例資格が認定され、有効期間内にあること。	の概念がないので、更新に関する定
<ul> <li>(施行期日)</li> <li>第6条 この制度は、平成25 年4 月1 日から施行する。</li> <li>2. この制度は、平成27 年4 月1日から、一部改正して施行する。</li> <li>第15条 (改廃)</li> <li>この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。</li> <li>第16条 (施行期日)</li> <li>の規程の改廃は、平成25年4月1日から施行する。</li> <li>第16条 (施行期日)</li> <li>この規程は、平成25年4月1日から施行する。</li> <li>第16条 (施行期日)</li> <li>この規程は、平成25年4月1日から施行する。</li> <li>2. この規程は、平成26年4月1日から、一部改正して施行する。</li> <li>3. この規程は、平成27年4月1日から、一部改正して 同左</li> </ul>	<u>する。</u>	ただし、本資格の有効期間は当該年度末(3 月 31	めは必要ない。
(2) 本連盟会員登録(学校顧問)をしていること。 (施行期日) 第6条 この制度は、平成25 年4 月1 日から施行する。 2. この制度は、平成27 年4 月1日から、一部改正して施行する。 第6章 その他 第15条(改廃) この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。 第16条(施行期日) の規程は、平成25年4月1日から施行する。 2. この規程は、平成25年4月1日から施行する。 2. この規程は、平成25年4月1日から施行する。 2. この規程は、平成25年4月1日から、一部改正して施行する。 3. この規程は、平成27年4月1日から、一部改正して同左	3. 本資格の申請料は徴収しない。	日) までとし、次年度も継続する際は再度申請手	
(2) 本連盟会員登録(学校顧問)をしていること。 (施行期日) 第6条 この制度は、平成25 年4 月1 日から施行する。 2. この制度は、平成27 年4 月1日から、一部改正して施行する。 第6章 その他 第15条(改廃) この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。 第16条(施行期日) の規程は、平成25年4月1日から施行する。 2. この規程は、平成25年4月1日から施行する。 2. この規程は、平成25年4月1日から施行する。 2. この規程は、平成25年4月1日から、一部改正して施行する。 3. この規程は、平成27年4月1日から、一部改正して同左			
(施行期日) 第6条 この制度は、平成25 年4 月1 日から施行する。 2. この制度は、平成27 年4 月1日から、一部改正して施行する。 第15条(改廃) この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。 第16条(施行期日) この規程は、平成25年4月1日から施行する。 2. この規程は、平成25年4月1日から施行する。 3. この規程は、平成27年4月1日から、一部改正して施行する。 3. この規程は、平成27年4月1日から、一部改正して施行する。 3. この規程は、平成27年4月1日から、一部改正して 同左			
第6条 この制度は、平成25 年4 月1 日から施行する。学校顧問特例資格制度は廃止される ため、本附則は不要。2. この制度は、平成27 年4 月1日から、一部改正して施行する。第6章 その他第15条(改廃) この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。第22条(改廃) この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。【規程整備】 条番号を修正する。第16条(施行期日) この規程は、平成25年4月1日から施行する。 2. この規程は、平成26年4月1日から、一部改正して施行する。 3. この規程は、平成27年4月1日から、一部改正して施行する。附則 同左 同左 同左他の規程と平仄を合わせて施行期日は附則で定める。3. この規程は、平成27年4月1日から、一部改正して施行する。 3. この規程は、平成27年4月1日から、一部改正して同左同左	(施行期日)		【規程整備】
2. この制度は、平成27 年4 月1日から、一部改正して施行する。       ため、本附則は不要。         第15条(改廃)       第22条(改廃)         この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。       【規程整備】         第16条(施行期日)       大脚則         この規程は、平成25年4月1日から施行する。       同左         2. この規程は、平成26年4月1日から、一部改正して施行する。       同左         16条(加行期日)       は附則で定める。         2. この規程は、平成27年4月1日から、一部改正して施行する。       同左         16年       は附則で定める。	W-7.77.		
で施行する。         第6章 その他           第15条(改廃)         第22条(改廃)         【規程整備】           この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。         条番号を修正する。           第16条(施行期日)         財則         【規程整備】           この規程は、平成25年4月1日から施行する。         同左         他の規程と平仄を合わせて施行期日は附則で定める。           2. この規程は、平成26年4月1日から、一部改正して施行する。         同左         は附則で定める。           3. この規程は、平成27年4月1日から、一部改正して原左         同左			, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
第15条 (改廃)第22条 (改廃)【規程整備】この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。条番号を修正する。第16条 (施行期日)附則【規程整備】この規程は、平成25年4月1日から施行する。同左他の規程と平仄を合わせて施行期日2. この規程は、平成26年4月1日から、一部改正して施行する。同左は附則で定める。3. この規程は、平成27年4月1日から、一部改正して同左同左			7.007 (1111/1/10)
第15条 (改廃) この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。第22条 (改廃) この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。【規程整備】 条番号を修正する。第16条 (施行期日) この規程は、平成25年4月1日から施行する。 2.この規程は、平成26年4月1日から、一部改正して 施行する。 3.この規程は、平成27年4月1日から、一部改正して関則 同左 同左 同左【規程整備】 他の規程と平仄を合わせて施行期日 は附則で定める。	Cherry 20	第6章 その他	
この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。       この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。       条番号を修正する。         第16条(施行期日)       附則       【規程整備】         この規程は、平成25年4月1日から施行する。       同左       他の規程と平仄を合わせて施行期日は附則で定める。         2. この規程は、平成26年4月1日から、一部改正して施行期日に行する。       同左       は附則で定める。         3. この規程は、平成27年4月1日から、一部改正して同左       同左	第 1 5 冬 ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (		【相段敕借】
第16条(施行期日)		<del></del>	
この規程は、平成25年4月1日から施行する。       同左       他の規程と平仄を合わせて施行期日         2. この規程は、平成26年4月1日から、一部改正して       同左         施行する。       同左         3. この規程は、平成27年4月1日から、一部改正して       同左	.,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		
2. この規程は、平成26年4月1日から、一部改正して 施行する。       同左         3. この規程は、平成27年4月1日から、一部改正して 同左       同左		1	
施行する。 3. この規程は、平成27年4月1日から、一部改正して 同左		• • —	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
3. この規程は、平成27年4月1日から、一部改正して 同左		问左	は附則で定める。
施行する		同左	
ルピリ 7 つの	施行する。		
4. この規程は、平成28年4月1日から、一部改正して 同左	4. この規程は、平成28年4月1日から、一部改正して	同左	
施行する。	施行する。		

	T	T
5. この規程は、平成29年4月1日から、一部改正して	同左	
施行する。		
6. この規程は、平成29年6月8日から、一部改正して施	同左	
行する。	7. この規程は、平成30年12月10日から一部改正して	
	施行する。	
第17条(特例措置)	削除	【規程整備】
この規程とは別に定められた特例措置に基づき、この規程		対象期間が終了しているため削除。
の施行期日をもってA指導員、B指導員およびC指導員資		
格の認定を受ける者については、この規程の施行期日をも		
って、この規程が適用される。ただし、第6条第1項の定		
めにかかわらず、当該特例措置に基づきC指導員資格の認		
定を受けた者の最初の有効期間に限り、この規程の施行期		
日から3年間とする。		
第18条(経過措置)	削除	【規程整備】
第3条に定める各指導者の資格(大会監督に係る資格等の		対象期間が終了しているため削除。
制限)に関する定めは、平成28年4月1日から適用する		
ものとする。		
別表 1	別表 1	【大学生向け C 指導員・C 審判員養
欄外	欄外	成講習対応】
*受講時点で基準を満たしていること	*受講時点で基準を満たしていること <u>(ただし、年齢につい</u>	大学卒業までにB指導員資格を取得
	ては満18歳以上であれば受講することはできるが、その	することを目標にする。
	場合は満20歳になることを停止条件として資格が認定さ	
	<u>れる)</u>	
別表 2	別表 2	【公認資格標準化】
資格復活審査料	削除	復活の概念がなくなることに対応す
		る。
	(注) 本連盟会長が特に認めた場合は、上記と異なる料金と	【大学生向け C 指導員・C 審判員養
	<u>することができる。</u>	成講習対応】
		大学生向け講習会は無料とする。